



# 健康保険証廃止に関する今後のご案内

## 現在お持ちの保険証について

今後はマイナ保険証での受診が基本となりますが、経過措置として、現在お持ちの保険証は令和7年(2025年)12月1日まで使用できます。

令和7年(2025年)12月2日以降、保険証は無効となり使用できませんので、お早めにマイナ保険証への切り替えをお願いいたします。

お持ちの保険証は、令和7年(2025年)12月1日までに退職・扶養減少した場合は、事業所経由で返却が必要です。令和7年(2025年)12月2日以降は保険証自体の利用が不可能となりますので返却は不要です。

## マイナ保険証を保有していない方

マイナンバーカードを持っていない方・マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方には、保険証の代わりとなる「資格確認書」を令和7年(2025年)12月1日までに交付します。

上記該当の方には、原則申請不要で、事業所経由で一斉交付いたします。

はがきサイズの厚紙で、有効期限が設けられますので、可能な限りマイナ保険証への切り替えをお願いいたします。

※「資格確認書」は保険証が有効な間は交付しませんので、お持ちの保険証をご利用ください。

令和6年12月2日以降に保険証紛失した場合は、被保険者証滅失届とともに資格確認書交付申請書をご提出ください。申請書は令和6年12月にホームページ掲載予定です。

## 「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」の違い

名称	資格情報のお知らせ	資格確認書
形状	A4用紙（切り取り後カードサイズ）	厚紙・はがきサイズ
対象者	原則、加入者全員（自動交付） ◆ 今回令和6年10月一斉送付の方にはマイナンバー下4桁記載のもの ◆ 一斉送付以外の方には、令和6年12月以降にマイナンバー下4桁記載のないものを交付予定	マイナ保険証が利用できない方 ◆ 令和7年12月1日までに、現在保険証をお持ちでマイナ保険証を保有していない方には申請不要で交付 ◆ 令和6年12月2日以降に、新規加入・扶養認定・氏名変更・保険証紛失等で、マイナ保険証を利用できない方には、申出により交付
使用機会	● ご自身の健康保険資格情報を確認するとき（マイナポータルでも可能） ● カードリーダーが使えない医療機関を受診するとき、マイナンバーカードとあわせて医療機関に提示 ※これのみでは受診不可	マイナ保険証を持っていない方が保険診療を受けるとき、医療機関に提示
健保への返却	返却不要	有効期限内に資格喪失した場合、返却必要

## 「資格情報のお知らせ」一斉送付のQ&A

Q1	送られてきた通知の趣旨は何でしょうか。
A1	<p>加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。通知書の内容をご確認いただき、ご自身が認識している情報と違う情報が掲載されていないかご確認をお願いいたします。</p> <p>ご自身が認識している情報と同じ情報が掲載されている場合は、特に手続きをすることはございません。安心してマイナンバーカードで医療機関等を受診ください。</p>
Q2	一部の家族のお知らせが入っていないのですが、なぜでしょうか。
A2	<p>令和6年9月20日時点で三井物産健康保険組合に加入している方、かつ当組合にマイナンバーの登録がある方を対象にお知らせを発行しています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①別の健康保険に加入している（パート先・就職先）</li><li>②会社経由で健康保険組合にマイナンバーを提出していない（※）</li><li>③令和6年9月21日以降に加入の手続きをした</li></ul> <p>等の場合はお知らせの発行対象者ではありません。②③の方には後日発行予定です。</p> <p>※会社にマイナンバーを提出していない方も、当組合が法に基づきJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に照会し、マイナンバーを登録した方にはお知らせを発行しています。現在はJ-LIS照会でのマイナンバー登録は行っていませんので、<b>未提出の方は速やかに会社にマイナンバーを提出してください。</b></p> <p>なお、平成27年（2015年）10月5日時点で国外に在住し現在まで引き続き海外に在住している方や、海外で出生し日本に住民票登録がない方は、マイナンバーが付番されていません。日本に帰国した際にマイナンバーの提出をお願いいたします。</p>
Q3	同じ部署の周りの人には配布されたのに、自分に配布されないのはなぜでしょうか。
A3	<p>A2をご参照ください。</p> <p>発行対象にも関わらず配布されない場合には、当組合にご連絡ください。再発行いたします。</p>
Q4	別居している家族分も同封されていますが、別居の家族分のお知らせはどうすればよいでしょうか。
A4	<p>お手数をお掛けいたしますが、別居されているご家族に転送いただくか、お会いになる際に直接お渡しくださいますようお願いいたします。</p>
Q5	現在扶養していない家族の分のお知らせが入っていました。どうすればよいでしょうか。
A5	<p>令和6年9月21日以降に扶養減少手続きを行い、扶養減少の決定通知書を受領している場合は、特に手続きの必要はありません。返却は不要となりますので、その方のお知らせは破棄していただいて構いません。</p> <p><b>扶養減少手続きを行っていなかった場合は、会社経由で速やかに「健康保険被扶養者減少届」の手続きをお願いいたします。</b></p>
Q6	氏名変更前の旧姓が載っていますが、何か手続きが必要でしょうか。
A6	<p>令和6年9月20日時点での情報をもとに作成しています。「氏名変更届」を提出済の場合は、特に手続きの必要はありません。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル上で最新の資格情報が確認できますので、更新された内容はそちらでご確認ください。</p>

## 「資格情報のお知らせ」一斉送付のQ&A

Q7	海外赴任中ですが、お知らせは送られてくるのでしょうか。
A7	海外赴任中の方へもお知らせを発行しています。三井物産社員の方は、郵便室経由で海外拠点に送られますので、到着までしばらくお待ちください。三井物産以外の会社の方は、会社の担当者から送られます。
Q8	海外赴任で令和6年5月27日より前に出国したため、マイナンバーカードが失効しています。下4桁の確認はどうすればよいでしょうか。
A8	一度付番された個人番号は、原則生涯同じ番号になりますので、マイナンバーカードが失効していても番号は変わりません。確認できる時点・方法にてご確認をお願いいたします。  なお、日本国内に住民登録のない国外転出者の方（※）も、令和6年5月27日からマイナンバーカードの申請・交付ができるようになりました。 ※日本国籍の方で、平成27年（2015年）10月5日以降に一度でも日本国内に住民登録をされたことがある方 詳細は、以下のマイナンバーカード総合サイトをご確認ください。 <a href="http://kojinbango-card.go.jp">国外転出者向けマイナンバーカードの手続き - マイナンバーカード総合サイト (kojinbango-card.go.jp)</a>
Q9	誤ってお知らせを破棄した・紛失したが、再発行してもらえるのでしょうか。
A9	マイナンバーカードをお持ちで、保険証利用登録が済んでいる場合はマイナポータル上で最新の資格情報が確認できますので、再発行いたしません。 カードリーダーが使えない医療機関を受診するときは、マイナンバーカードとマイナポータルの「わたしの情報」/「医療保険の資格情報」を提示することで、保険診療が受けられます。 マイナポータルが確認できない方への再発行は可能です。当組合にご連絡ください。
Q10	お知らせの二次元コードから、マイナポータルにログインし、健康保険の資格情報を確認できると書いてありましたが、ログイン方法がわかりません。
A10	マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから最新の資格情報がご確認できます。ログインにはマイナンバーカードと暗証番号が必要です。詳細は、以下のマイナポータルサイトをご確認ください。 <a href="http://myyna.go.jp">よくある質問   マイナポータル (myyna.go.jp)</a>
Q11	自分がマイナ保険証の利用登録をしているか、どこで確認できますか。
A11	マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルのログイン後のトップ画面で確認できます。マイナポータルで利用登録状況を確認後、そのまま利用登録もできます。
Q12	マイナンバーカードを持ち歩くのが心配です。
A12	持ち歩く時に気を付けていただく点は、銀行のキャッシュカードやクレジットカードなどと同じです。万が一落としたり無くしたりした場合は、一時利用停止を24時間365日フリーダイヤル（0120-95-0178）で受け付けていますので、利用を一時停止してください。なお、カードを取得した人がいても、ご本人以外は税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできませんので、ご安心ください。